

【証券総合口座解約手続きのご案内】

■口座解約（NISA 口座なし）

「**総合取引口座解約申込書**」のみをご提出ください。

■口座解約（NISA 口座開設済み）

「**総合取引口座解約申込書**」+「**本人確認書類 1 点**」のご提出が必要です。

※本人確認書類は、個人番号カード、運転免許証、健康保険証など、有効期限内かつ現住所（登録住所）が確認できるもののコピーをご提出ください。



《ご提出方法》

・「メールの場合」：sx-c@sbintd.jp 宛に必要書類を添付しご提出ください。

・「郵送の場合」：ページ最後の返信用封筒宛名ラベルを印刷してご利用ください。

※印刷環境がない場合は、当社より書類を郵送いたしますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

《お問い合わせ》

0120-441-250（平日 8：00～17：00）

携帯電話の場合：0570-550-290

もしくは、以下リンクのお問い合わせフォームをご利用ください。

<https://www.sbineotrade.jp/contact.htm#toiawase>

※ご注意事項※

PDF 入力ができない事象が発生した場合

入力内容が保存されない、漢字変換ができない等の場合は、一旦ファイルをデスクトップ等に保存していただき、保存したファイルでご入力をお試しいただき、改善しない場合は、郵送でのご対応をお願いいたします。

当社登録住所をご記入ください

NEOTRADE W（株式ログイン）にログイン後、お客様情報画面にて確認いただけます。

[ログインページはこちら](#)

口座内に株式や現金等が残っている場合は、解約処理を進めることができません

保有株式等は全て売却または他社へ移管し、現金を全額出金された上で解約書類をご提出ください。

なお、当社登録の出金先口座が現在ご利用でない場合は、出金先変更のお手続きが必要となります。

[出金先変更はこちら](#)

※NISA 銘柄は制度上移管ができません。課税口座での売却や移管をご希望の場合、課税口座への払い出しのため別途書類のご提出が必要となりますので、上記お問い合わせ先までご連絡ください。

郵送でご提出いただく場合は、必ず口座開設者本人がご記入いただいた書類をご提出ください

ご本人以外の筆跡であると確認できた場合には、再度書類をご提出いただくこととなります。

ご提出いただいた本人確認書類が一部欠けや不鮮明などの場合は、再提出が必要となります

例：端が欠けている（全体が写っていない）、画像がぼやけていて読み取りできないなど

訂正箇所がある場合は、二重線を引いたうえでシャチハタ以外の認印をご捺印ください

※また、消えるインクのペンや鉛筆のご使用がある書類は受領できません。

【 個人 】 【 成年者用 】

総合取引口座解約申込書

兼 特定口座廃止届出書 兼 特定管理口座廃止届出書
兼 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書 兼 非課税口座廃止届出書

私が、株式会社SBIネオトレード証券に開設している総合取引口座について解約を申し込みます。

株式会社SBIネオトレード証券 御中

※太枠内を口座開設届出者ご自身がご記入ください。

● お届け内容をご記入ください										ご記入日	2	0			年			月			日	
ログインID										生年月日						年			月			日
ご氏名	(フリガナ)																					
ご登録住所	〒																					
	電話番号																					
現在住所	〒																					

※ 当社登録住所と相違している場合はご記入いただき、現在住所を確認できる本人確認書類をご添付ください。

< ご注意 >

- 原則、本書面を当社が受入れた月の6ヶ月後に解約をいたします。口座解約までの期間は、ログインを停止させていただきます。
- 口座に残高がある場合は、口座解約はできません。
- 信用取引において権利付最終日をまたいで売建されていた場合、信用取引配当落調整金のお支払いが発生することがございます。その際は、メールまたはお電話にて連絡をいたしますので、早急にご入金いただきますようお願いいたします。
- ・ 貴社が支払の取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れをやめたいので、租税特別措置法第37条の11の6第3項の規定に基づき、この旨届出ます。
- ・ 租税特別措置法第37条の11の3第1項又は第2項の規定の適用を受けることをやめたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項の規定に基づき、この旨届出ます。
- ・ 租税特別措置法第9条の8および同法第37条の14第1項から第4項までの規程の適用を受けることをやめたいので、同条第17項の規定により、非課税口座を廃止する旨届出ます。

特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座および非課税口座を閉鎖する金融商品取引業者等の営業所	勘定の種類	特定保管勘定 ・ 特定信用取引勘定
	所在地	東京都港区六本木1-6-1
	名称	株式会社SBIネオトレード証券
廃止する非課税口座に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分	NISA(非課税管理勘定) 第1期	2014年～2017年
	NISA(非課税管理勘定) 第2期	2018年～2023年
廃止する非課税口座に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分	つみたてNISA(累積投資勘定)	2018年～2037年
	NISA(非課税管理勘定) 第1期	2014年～2017年
	NISA(非課税管理勘定) 第2期	2018年～2023年
	つみたてNISA(累積投資勘定)	2018年～2037年

【社用欄】

● 預り資産	なし / あり	Q1052
● 特定口座	なし / あり	Q1007(Q1799)
● NISA	なし / あり	SQ490101
● つみたてNISA		
Q1052 Q1054 G2600 GI311 Q551C G1175 G5531 G1100		

廃止する非課税口座の記号又は番号	

確認書類の名称	

書類受入日:	特定/NISA閉鎖日:	閉鎖入力日:
一次確認	二次確認	営業責任者
内部管理責任者	特定入力	特定確認
	NISA入力	NISA確認
	入力	確認

アンケートご協力をお願い

従前において、当社をご利用いただき誠にありがとうございました。

今後のサービス向上のため、恐れ入りますが、アンケートへのご協力をお願い致します。

1. 解約しようと思った理由・きっかけを教えてください。

該当するものにチェックをご記入ください。 ※複数回答可

- ☐ 他社で取引するため ☐ やりたい商品がなかった ☐ 口座が多いので整理したい
- ☐ web 取引ツール(NEOTRADE W、カブ板)が使いづらかった
- ☐ PC ダウンロード版(NEOTRADE R)が使いづらかった
- ☐ スマホ取引ツール(NEOTRADE S)が使いづらかった
- ☐ コールセンターの対応が悪かった ☐ システム障害にあった
- ☐ キャンペーン目的で入会したため、取引しない
- ☐ その他 ・ 取引してない

その他をご選択いただいた場合は、下記の空欄へご記入ください。

[]

2. 今後も投資を継続されるものがありましたら教えてください。

該当するものにチェックをご記入ください。 ※複数回答可

- ☐ 国内株式（現物） ☐ 外国株式（現物） ☐ 投資信託
- ☐ 国内株式（信用） ☐ 海外株式（CFD/信用） ☐ FX
- ☐ 先物取引／OP 取引（指数・商品） ☐ 暗号資産 ☐ 債券
- ☐ 投資を行う予定はない ☐ その他

その他をご選択いただいた場合は、下記の空欄へご記入ください。

[]

3. 差し支えなければ、今後取引される会社様がありましたら教えてください。

- ☐ SBI 証券 ☐ 野村證券
- ☐ 楽天証券 ☐ au カブコム証券
- ☐ 松井証券 ☐ GMO クリック証券
- ☐ マネックス証券 ☐ LINE 証券
- ☐ 今後取引の予定はない ☐ その他の証券会社

4.他社証券会社をご利用のお客様へご質問です。

現状、当社でご用意がなく、他社で利用できる便利なサービス等がございましたらご教示ください。

[]

アンケートは以上となります。ご協力いただき、ありがとうございました。

【返信用封筒宛名ラベル】

＜ご利用時のお願い＞

- ・印刷はA4普通紙(白色)に黒色の印字をお願いいたします。
- ・切り取り線に沿って裁断し、定形封筒(9～12cm×14～23.5cm)にのり付けしてください。
- ・投函する際、のり付けが剥がれた箇所がないかご確認の上、投函してください。
- ・封筒の裏面にご住所・氏名を明記してください。
- ・出力サイズの変更(拡大・縮小)はしないでください。

切り取り線(---)に沿って裁断してください。


料金受取人払郵便

1 0 6 - 8 7 9 0

0 2 9
定形郵便物

芝局承認
7837

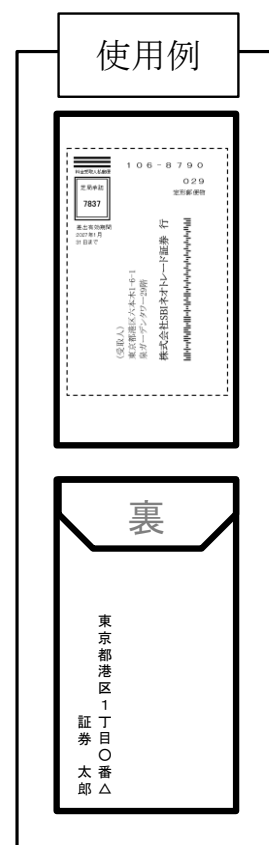
差出有効期間
2027年1月
31日まで

(受取人)
東京都港区六本木1-6-1
泉ガードンタワー29階

株式会社SBIネット証券 行



✂



※弊社ではお客様に封筒ラベルの印刷を委託しております。本ラベルの第三者への譲渡等を禁止いたします。